

小樽市省エネルギー診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市域の脱炭素化を推進するため、事業所のエネルギー利用を最適化するための診断サービス（以下「省エネ診断」という。）を受診する事業者に対し、小樽市補助金等交付規則（平成27年小樽市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する工場、事務所その他の事業場をいう。
- (3) 省エネ診断機関 次に掲げるいずれかに該当する機関をいう。

ア 経済産業省資源エネルギー庁の中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（以下「国補助金」という。）の交付を受け、国補助金の対象事業として省エネ診断及び支援を実施する機関

イ 経済産業省資源エネルギー庁の省エネ・地域パートナーシップにおけるパートナー省エネ支援機関リストのうち、活動地域を全国又は北海道とする省エネ支援機関（アの機関を除く。）

- (4) 省エネ診断等 前号に掲げる省エネ診断機関が実施する省エネ診断及び支援（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業所において、過去にこの要綱における同一の内容による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (2) 小樽市税に滞納がないこと。
- (3) 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第5条第1項に規定する暴力団関係事業者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所に対する省エネ診断等とする。ただし、同一事業所への同一内容による省エネ診断等については、1回に限り補助対象事業とするものとする。

- 2 補助対象事業は、第6条の申請をする日の属する年度に実施したものでなければならない。（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業の実施により省エネ診断機関に支払う費用とする。ただし、消費税及び地方消費税、印紙税等の税金並びに振込手数料は補助対象経費から除く。

2 同一事業者が複数の事業所において省エネ診断等を実施した場合においては、診断を実施した全ての事業所の省エネ診断機関に支払う費用を合算した費用を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助は、予算の範囲内で行うものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、その上限額は5万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、小樽市省エネルギー診断補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 省エネ診断等の申込みを証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、小樽市省エネルギー診断補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

(不交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、小樽市省エネルギー診断補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助対象事業の中止)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助対象事業を中止しようとするときは、小樽市省エネルギー診断補助金中止届出書(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象事業が完了し、省エネ診断等の結果報告書を受理したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、小樽市省エネルギー診断実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ診断等結果報告書の写し
- (2) 実施年月日、実施場所及び省エネ診断等を受けた者を証する書類の写し(前号の書類により確認できる場合を除く。)
- (3) 省エネ診断等料金の支払を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、小樽市省エネルギー診断補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助決定者に対して、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第10条の規定による届出により補助対象事業を中止したとき。
- (4) 補助事業者が、第11条に規定する実績報告書を期限までに提出しなかったとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、補助決定者に対し、書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、補助決定者に対し、書面により通知するものとする。

(責務)

第16条 補助金の交付を受けた者は、受診した省エネ診断等の事例その他市長が必要と認める事項の公表について、市長に協力するよう努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、診断結果の提案内容に基づきエネルギーの効率化に向けた取組に努めなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月14日から施行する。